

注意事項

●助成事業全般について

① 今回のご案内は、「一般コミュニティ助成事業」であり、その他事業（コミュニティセンター事業、地域防災組織助成事業など）は、受け付けることができませんのでご了承ください。

② 今回の募集で助成対象となる物は、団体がコミュニティ活動に資するための「備品」となります。

例：テント、パソコン、テレビ、太鼓、コミュニティ活動に活用できる遊具（グラウンドゴルフや囲碁、将棋セット等）など。

ただし、基礎工事を伴うような遊具や建築物、または消耗品（コピー用紙、プリンターのインク、電池、掃除機のフィルター等）、その他、宝くじの広報デザインが表示できない物は、すべて助成対象となりません。

※別紙「★助成対象とならないものの例」をご参照ください。

対象となるか判断が難しい場合には、事前に地域づくり推進課までお問い合わせください。

なお、申請予定団体から自治総合センターへ直接問い合わせることはできませんので、ご注意ください。

（確認に時間を要する場合がありますので、判断が難しい場合は、なるべく早めにご連絡ください。）

③ 申請後は事業内容を変更できませんので、事前に協議会内部でよく話し合い、精査した事業内容で申請してください。

④ 助成事業の内容については、原則として住民自治協議会レベルの活動において必要な備品・設備を申請してください。

⑤ 申請書の提出期限も短く、申請書類の作成段階から各協議会と市でスムーズな連携を取らせていただきたいと思いますので、代表者の他、平日の日中でも連絡可能な方のご氏名・ご連絡先を、連絡責任者として申請書に必ずご記入ください。

申請書及び提出書類が不備な場合や提出期限に間に合わないものについては、自治総合センターへ申請することができませんので、スムーズな対応にご協力いただきますようお願いいたします。

（基本的には電話にて連絡しますが、メールでの連絡をご希望の場合には、その旨、申請書表紙の端に鉛筆でメモ書きしてください。）

●申請書様式について

コミュニティ助成事業助成申請書^{記入例}に注意事項が記載されていますので、参考にしながら、作成してください。

※申請書様式の電子データが必要な場合は、地域づくり推進課のホームページに掲載していますので、ご利用ください。もしくは、次のアドレスへその旨を送信いただければ、メールでもお送りします。

①ホームページ掲載先：

トップページ＞組織で探す＞地域づくり推進課＞R9一般コミュニティ助成事業の募集について

②送信先アドレス：hgh200924@city.higashihiroshima.lg.jp

●宝くじの普及広報デザインの表示の仕方について

このことについて、「表示に関するデザインマニュアル」に基づき、シール等の作成費用を見積もってください。シール作成の費用については助成対象となります。

- ① 広報デザインシールは最小サイズが決まっております。詳細は別添「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」を参照ください。
- ② 布製品やテントへ宝くじマークを表示する時は、シール状（アイロンプリントのような物）ではなく、直接プリント、または縫い付けを行ってください。
- ③ 太鼓等において曲面があり、シールを貼ることが難しい場合、金属等のプレートに宝くじマークを印刷し、ネジ留めを行ってください。

広報表示デザインは、一般財団法人自治総合センターの HP でもダウンロードできます。

URL ⇒ <http://www.jichi-sogo.jp/enterprise>

●申請時に添付する書類について

- ① 事業実施主体規約
住民自治協議会規約のコピーを提出してください。
- ② 事業実施主体のR 8 年度事業計画及び予算書
コピーを提出してください。
- ③ 金額積算根拠（見積書等）※明細の記載されたもの
コピーで可。業者が発行する見積書は、〇〇自治協議会（長）名義としてください。また、購入備品の品番を必ず明記してください。
- ④ 事業内容に関する資料
カタログ等のカラーコピー、事業の企画書や説明資料等。

不明な点がございましたら、早めにお問い合わせください。

申請書の提出前には、再度、記入漏れが無いか、誤字脱字が無いか、見積り金額等の計算が正しいか（特に「税込」か「税抜」かなど）、すべての添付書類が添付されているかといった点について、十分にご確認ください。

御協力をよろしくお願いいたします。

★助成対象とならないものの例

- ・観光目的や教育（学校）行事目的に整備するもの
- ・個人の利用に留まるもの
- ・各戸へ配布するもの
- ・広場の砂場や遊歩道等の整備
- ・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等）
- ・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等）
- ・防災目的の備品
- ・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等）
- ・自転車
- ・動力の付いた屋台、山車等
- ・車両に搭載する目的の備品（無線機等）
- ・防犯カメラ
- ・水車
- ・P Cアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象となる）
- ・ホテル等の育成に関する設備、備品
- ・一般調理器具（食器、包丁、箸等）
- ・医薬品
- ・照明器具等のうち、電球のみの整備
- ・銃・刀剣類（模造品含む）
- ・電力申請費等の申請に要する費用
- ・消耗品（コピー用紙、プリンターのインク、電池、掃除機のフィルター等）
- ・宝くじの広報デザインが表示できないもの
- ・中古品の購入
- ・既存備品の撤去に係る費用（リサイクル費も対象外）
- ・娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備等
- ・住民個人宅に設置されるもの
- ・宗教に関する施設及び設備等の整備 等